

第百五十九回国会
衆議院
經濟産業委員會會議録
第四号

平成十六年三月十七日(水曜日)
午後零時十一分開議

出席委員

委員長 根本 匠君
理事 今井 宏君
理事 櫻田 義孝君
理事 鈴木 康友君
理事 吉田 治君
理事 今村 雅弘君
理事 小野 晋也君
理事 小島 敏男君
理事 小西 理君
理事 佐藤 信二君
理事 平井 卓也君
理事 増原 義剛君
理事 梶原 康弘君
理事 近藤 洋介君
理事 榊井 良和君
理事 中津川 博郷君
理事 計屋 圭宏君
理事 村越 祐民君
理事 江田 康幸君
理事 塩川 鉄也君

経済産業大臣 中川 昭一君
経済産業副大臣 坂本 剛二君
経済産業副大臣 泉 信也君
経済産業大臣政務官 江田 康幸君
経済産業大臣政務官 菅 義偉君
経済産業委員会専門員 鈴木 正直君

三月十六日

業者青年の経営基盤の安定等に関する請願(梶原康弘君紹介)(第一〇一五号)
同(伊藤忠治君紹介)(第一〇六五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○根本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案及び商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中川国務大臣 初めに、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

中小企業をめぐる経済情勢は依然厳しく、やる気と能力のある中小企業に対する資金供給の円滑化を図ることは、引き続き重要な課題であります。

す。

中小企業金融においては、金融機関の担保による融資が大きな割合を占めており、中小企業金融の円滑化のためには、貸付債権の証券化手法の普及により無担保融資の拡大を促すことが必要であります。

また、平成十四年十二月に成立した中小企業総合事業団法及び機械信用保険法の廃止等に関する法律において、政府は、平成十六年三月三十一日までに、中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に行わせるための措置を講ずることが必要であるとされております。

これが、本法律案を提案した理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業金融公庫法の一部改正であります。

その改正の第一点は、民間金融機関等による中小企業者に対する無担保融資の拡大を促すための業務として貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫に追加する等の措置を講ずることとしております。

第二点は、中小企業信用保険等の業務を中小企業総合事業団から中小企業金融公庫に移管するための所要の措置を講ずることとしております。

第二に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正であります。

組織関係業務の合理化等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立のために必要となる措置を講ずることとしております。

続きまして、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

現在、リスクの高いベンチャー企業や事業再生に取り組む企業に十分に資金供給がなされていない

い中、出資により資金供給を行う仕組みであるファンド制度に対するニーズが高まっております。

しかしながら、現在の本法に基づくファンド制度は、出資先のベンチャー企業へのつなぎ融資ができなかったり、経営革新や事業再生に取り組んでいる幅広い企業への出資ができないなどの課題を抱えております。

こうした状況を踏まえ、ファンド制度の一層の拡充を図るため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の趣旨を御説明申し上げます。第一に、ファンドが、出資のみならず、出資先企業に対する融資もできるようにします。

第二に、ファンドの投資対象の制限を撤廃し、中堅企業などにも幅広く出資ができるようにします。

最後に、商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

市町村合併の動きが加速する中で、各地域において中小企業の支援等を行っている商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して円滑に合併することができるよう、所要の規定を整備するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、商工会議所法の一部改正であります。

その改正の第一点は、商工会議所同士の合併に伴う手続面や税制面の負担を軽減するため、商工会議所の合併に関して所要の規定の整備を行うこととであります。

第二点は、商工会議所が、地域の商工業の状況に応じて柔軟に合併することを可能とするため、商工会議所の地区に関する規定の弾力化を行うこととであります。

第二に、商工会法の一部改正であります。

その改正点は、商工会議所法の改正における地区に関する規定の弾力化と同趣旨の改正を行うこととであります。

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○根本委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十九日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（中小企業金融公庫法の一部改正）

第一条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「であつて」を「について」に、「を供給する」を「の供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中小企業金融公庫は、前項に規定するもののほか、中小企業者に対する貸付に係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的とする。

第五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条の三第一項の債務保証業務基金、同条第二項の中小企業信用保険準備基金又は同条第三項の融資基金

に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

第九条中「六人」を「八人」に改める。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（評議員会）

第十六条の二 公庫に、評議員会を置く。

2 評議員会は、総裁の諮問に應じ、公庫の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、総裁に意見を述べるができる。

4 評議員会は、評議員十人以上以内で組織する。

5 評議員は、中小企業又は金融に関し学識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができる。

第十九条中「第一条に掲げる」を「第一条第一項の」に改め、同条第二号中「除く」の下に、「以下同じ」を加え、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同条を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 特定貸付債権（主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人（以下「特定金融機関等」という。）が中小企業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。以下同じ。）の当該特定金融機関等からの譲受け及び特定社債（中小企業者が新たに発行する社債であつて特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。以下同じ。）の当該特定金融機関等からの取得

四 特定貸付債権及び特定社債に係る債務の一部の保証

五 特定貸付債権及び特定社債（これらの信託の受益権を含む）を担保とする債券その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下「特定資産担保証券」という。）であつて特定目的会社等（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第

二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。以下同じ。）が発行するものに係る債務の保証

六 特定資産担保証券であつて特定目的会社等が発行するものの取得

七 特定貸付債権及び特定社債を特定金融機関等が信託会社等（信託会社及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）に信託する当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得

第十九条に次の四項を加える。

2 公庫は、第一条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

二 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 第一項第三号に掲げる業務は、当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡する場合に限り、行うことができる。

4 第一項第四号に掲げる業務は、特定金融機関等が当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡すること又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡することを条件として当該特定貸付債権に係る貸付け又は当該特定社債の取得を行う場合に限り、行うことができる。

5 公庫は、事業年度ごとに、第一項第四号及び第五号の規定による保証にあつては保証金額の総額について、第二項第一号の規定による保証にあつては保険価額の総額について、同項第二号の規定による貸付けにあつては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保証、保険又は貸付けを行うことができる。

第二十條第一項中「主務省令で定める金融機関」を「特定金融機関等その他政令で定める法人」に、「その」を「前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に、「金融機関」を「特定金融機関等その他第一項の政令で定める法人（第二十五条の五第一項を除き）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫は、前項に規定するもののほか、特定金融機関等その他前項の政令で定める法人に対し、前条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債に係る元利金の回収並びに同項第四号の規定により行つた債務の保証に係る求償権に基づく回収に関する業務の一部を委託することができる。

3 特定金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前二項の規定により委託した業務を受託することができる。

第二十條に次の一項を加える。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定するもののほか、沖縄振興開発金融公庫に対し、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の一部を委託することができる。

第二十二條中「こと」の下に、「第十九条第一項に規定する業務に関し」を加え、同条に次の一項を加える。

り、行うことができる。

二

2 公庫は、半期ごとに、第十九条第二項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該半期における第二十五条第五項の規定による短期借入金への借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十三条の二 公庫の経理については、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十九条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十九条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四 第十九条第二項に規定する業務

(基金)

第二十三条の三 公庫は、第十九条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関し、債務保証業務基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第七条の規定により債務保証業務基金に組み入れられた金額及び第五項第二項後段の規定により政府が債務保証業務基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 公庫は、第十九条第二項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、中小企業信用保険準備基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第二条の規定による改正後の中小企業総合事業団法及び機械

類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号。以下「改正後の廃止法」という。)附則第二条第十八項(第一号に係る部分に限る。)の規定により中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五項第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

3 公庫は、第十九条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、融資基金を設け、改正後の廃止法附則第二条第十八項(第二号に係る部分に限る。)の規定により融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五項第二項後段の規定により政府が融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

4 前二項に規定する基金の経理に関しては、政令の定めるところによる。

第二十四条の見出しを「利益及び損失の処理並びに国庫納付金」に改め、同条第一項中「公庫は」の下に、「第二十三条の二第一号に掲げる業務に係る勘定において」を加え、「利益金」を「利益に」、「これ」を「その額」に改め、同条第三項中「利益金の計算」を「から第三項まで、第六項及び第七項の損益計算」に、「同項」を「第一項、第五項及び第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項、第五項及び前項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、主務省令で定める基準により計算した

額を積立金として積み立てなければならない。

3 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第二項の積立金を取り崩してはならない。

5 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、第二項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

6 公庫は、第二十三条の二第四号に掲げる業務に係る勘定(以下「信用保険等業務勘定」という。)において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による前条第二項の中小企業信用保険準備基金(以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。)又は同条第三項の融資基金(以下この条において「融資基金」という。)の減額がなされているときは、その利益を改正後の廃止法附則第二条第十八項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五項第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで第二十三条の二第四号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融

資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

7 公庫は、信用保険等業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。

8 第六項の規定による積立金は、前項の規定により信用保険等業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

9 第六項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第七項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

10 公庫は、信用保険等業務勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第六項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と信用保険等業務勘定に積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

第二十五条第一項中「受けて」の下に、「第十九条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため」を加え、「借入」を「借入れ」に改め、同条第四項中「公庫は」の下に「第十九条第一項に規定する業務に係る」を加え、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「第四項及

び第五項に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四項の規定による短期借入金については、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二十五条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十五条第四項の次に次の一項を加える。

5 公庫は、第十九条第二項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める金融機関から短期借入金を受けることができる。ただし、短期借入金の現在額は、第五条に規定する資本金(前条第九項の規定により公庫が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金)のうち信用保険等業務勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。

第二十五条の二第一項中「受けて」の下に「第十九条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため」を加える。

第二十五条の三第一項中「国会の議決を経た」を「予算をもつて定める」に、「(外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ)」に係る債務を「に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。次項において「外資受入法」という。))第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが定める債務を除く。第三項において同じ。)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

第二十五条の三の次に次の二条を加える。

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等)

第二十五条の四 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権及び社債(第十九条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第一項において「貸付債権等」という。)(の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

2 公庫は、前項第一号に規定する受益権の譲渡及び同項第二号に規定する貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でないれば、同項第一号又は第二号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十五条の五 公庫は、前条第一項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 公庫は、特定金融機関等その他第二十条第

一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

3 公庫は、沖縄復興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

第二十七條第一項中「受託者」の下に「(主務省令で定める金融機関に限る。)」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「又は銀行に預け入れる」を「銀行に預け入れ、又は信託会社等に信託する」に改める。

第三十條中「この法律」の下に「又は中小企業信用保険法」を加える。

第三十一條第一項中「この法律」の下に「又は中小企業信用保険法」を加え、「公庫若しくは受託者」の下に「(第二十条第五項又は第二十五条の五第二項若しくは第三項の規定により委託を受けた者を含む。以下この項及び第三十四条において同じ。)」を加える。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(貸金業の規制等に関する法律の適用除外)

第三十二條の二 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。))第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。))から主務省令で定めるところにより特定貸付債権を譲り受け、当該特定貸付債権を信託会社等に信託する場合 貸金業規制法第二十四条の規定

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定貸付債権(貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。))に係る債務の一部の保証を行う場合 貸金業規制法第十七条第二項から第四項まで及び第二十四条の二の規定
第三十五條第三号中「第十九條」を「第十九條

第一項及び第二項」に改める。
附則第七項から第十七項までを次のように改める。

7 公庫は、第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第二条の規定による改正前の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(以下「改正前の廃止法」という。))附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険関係(以下「旧保険関係」という。))に係る改正前の廃止法第一条(第二号に係る部分に限る。))の規定による廃止前の機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号第十一條に規定する業務(以下「機械保険経過業務」という。))を行う。

8 公庫は、機械保険経過業務に関して、機械保険経過業務運営基金(以下「運営基金」という。))を設け、改正後の廃止法附則第二条第十八項(第四号に係る部分に限る。))の規定により運営基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び次項の規定により政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

9 政府は、運営基金に充てるために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

10 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

11 公庫は、機械保険経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「機械保険経過業務勘定」という。))を設けて整理しなければならない。

12 改正後の廃止法附則第二条第一項の規定の施行の際現に改正前の廃止法附則第十一条第一項に規定する特別の勘定に所屬する権利及

び義務は、機械保険経過業務勘定に帰属するものとする。

13 公庫は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

14 公庫は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

15 附則第十三項に規定する積立金は、前項の規定により機械保険経過業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

16 公庫は、旧保険関係に基づくすべての保険金の支払を終えたときは、機械保険経過業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を信用保険等業務勘定に帰属させるものとする。

17 機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む機械保険経過業務に係る事業年度は、その日に終わるものとする。

18 機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む事業年度に係る機械保険経過業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、公庫の予算及び決算に関する法律第十七条の規定にかかわらず、その廃止した日から起算して二月を経過する日とする。

19 附則第十六項の規定による機械保険経過業務勘定の廃止の時（以下この項並びに附則第二十一項及び第二十二項において「廃止時」という。）において、附則第十四項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号

に定める金額については、運営基金に充てるべきものとしての公庫に対する政府の出資はなかつたものとし、廃止時において、公庫はその額により資本金を減少するものとする。

一 廃止時までに運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額（以下この項、次項及び附則第二十二項において「運営基金相当金額」という。）が繰越欠損金の金額を超える場合 当該繰越欠損金に相当する金額

二 運営基金相当金額が繰越欠損金の金額以下である場合 運営基金相当金額

20 附則第十六項の規定により公庫が機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を信用保険等業務勘定に帰属させたときは、運営基金相当金額（前項の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。）は、政府から公庫に対し第二十三条の三第二項の中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

21 公庫は、廃止時において附則第十三項に規定する積立金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を第二十四条第六項に規定する積立金として整理するものとする。

22 公庫は、廃止時において附則第十四項に規定する繰越欠損金として整理されている金額がある場合において、当該繰越欠損金の金額が運営基金相当金額を超えるときは、その差額に相当する額については、信用保険等業務勘定において、機械保険経過業務勘定を廃止した日を含む事業年度の損益計算上生じた損失とみなして、第二十四条第七項の規定を適用する。

23 附則第七項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第二十一条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（附則第七項に規定する業務（以下「機械保険経過業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣）」と、第二十二条第二項中「第十九条第二

項に規定する業務」とあるのは「第十九条第二項に規定する業務及び機械保険経過業務」と、第二十五条第五項中「これに附帯する業務」とあるのは「これに附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、「区分された額」とあるのは「区分された額（機械保険経過業務に係るものについては、附則第八項に規定する機械保険経過業務運営基金の金額）」と、第三十条及び第三十一条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械保険経過業務に係る事項については、経済産業大臣）」と、第三十五条第一号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（附則第二十三項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項の場合にあつては、経済産業大臣）」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに附則第七項」と、同条第五号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（附則第二十三項の規定により読み替えて適用される第三十条第二項の場合にあつては、経済産業大臣）」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号。以下「機構法」という。）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第五条第六項及び第七項」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第三条第六項及び第七項に改める。

附則第一条中「廃止法附則第三条に規定する法律の施行の日を「平成十六年六月一日」に改める。

附則第二条第一項中「廃止法の施行」を「独立行政法人都市再生機構の成立」に改める。

附則第三条第一項中「廃止法附則第五条第一項を「改正法附則第三条第一項」に、「及び公団を「及び独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項中「公団」を「独立行政法人都市

再生機構」に改める。

附則第五条第一項第一号中「廃止法第二条の規定による改正前」を「改正法附則第八条の規定による廃止前」に、「改正前公団法」を「旧公団法」に、「第十九条第一項第三号」を「第十九条第一項第二号」に、「同項第五号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「廃止法附則第三十八条」を「改正法附則第二十五条」に、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同項第三号中「廃止法附則第四十四条」を「改正法附則第二十八条」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 旧公団法第十九条第二項各号に掲げる業務

二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

附則第五条第六項中「廃止法附則第五条第七項」を「改正法附則第三条第七項」に改める。

附則第六条第三項第一号及び第二号中「改正前公団法」を「旧公団法」に改め、同条第八項中「廃止法附則第五条第六項」を「改正法附則第三条第六項」に改める。

附則第七条第二項第一号中「改正前新事業創出促進法」を「廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法」に改める。

附則第八条第二項中「当分の間」を「この法律の施行の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間」に改める。

附則第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条 削除

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「同項第五号」を「同項第五号に掲げる」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 第二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平

第一類第九号 経済産業委員会議録第四号 平成十六年三月十七日

成十四年法律第四百十六号)附則第九号から第十八条までの改正規定を除く。)並びに附則第三条から第七号まで、第十一条、第二十二号及び第三十号の規定 公布の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第一条中「附則第三条に規定する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時」に改める。

附則第二条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)」を「機構」に、「又は次条に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人(以下この条において「公庫承継法人」という。)」を「(以下「公庫」という。)」に改め、同条第二項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同条第四項第一号中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に、「破綻金融機関又は公庫承継法人」を「公庫」に、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第五十一号)」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「改正法」という。)」附則第十九条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第五十一号。以下「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。)」に改め、「業務及び」の下に「改正法附則第二条の規

定による改正前のこの法律(以下「旧法」という。))を加え、同条第五項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同条第八項中「作成等」の下に「並びに利益及び損失の処理並びに国庫納付金の納付」を加え、「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧事業団法第二十九条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、同法第三十一条第八項中「翌年度の」とあるのは「平成十七年」と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、旧事業団法第三十三条第八項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

附則第二条第九項中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、同条第十三項中「次の各号に掲げるものは、それぞれ」を、「第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条第一項の組織信用基金の総額に相当する金額を上限として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額は」に、「当該各号に定める基金」を「機構法附則第十条第一項の組織信用基金」に改め、各号を削り、同条第十四項中「金額は、それぞれ」を「金額(旧事業団法附則第二十三条第一項の規定により同項の出えん金の返還がなされた場合においては、その返還された金額に相当する金額を控除した金額)」に改め、同項の表組織維事業者(旧事業団法附則第二十四条第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の組織維事業構造改善臨時措

置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)又はその組織する団体の項中「昭和四十二年法律第八十二号」の下に「。以下「旧組織法」という。」を加え、同表組織維事業者又はその組織する団体の項及び政府以外の者の項を削り、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 第一項の規定により公庫が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、信用保険等出資金額(旧事業団法第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、同条第二項の融資基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額、旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧法附則第十条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額の合計額に相当する金額をいう。)並びに第五項の規定により公庫が承継するものとされた資産の価額の合計額は、政府から公庫に対し出資されたものとする。この場合において、公庫は、その額により資本金を増額するものとする。

18 前項の場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める基金に充てられるべきものとして出資されたものとする。

一 旧事業団法第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び第五項の規定により公庫が承継す

るものとされた資産の価額の合計額に相当する金額 改正法第一条の規定による改正後の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号。以下「新公庫法」という。))第二十三条の第三第二項の中小企業信用保険準備基金

二 旧事業団法第三十六条第二項の融資基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から前項の経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額 新公庫法第二十三条の第三第三項の融資基金

三 旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額 改正法附則第十九条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金

四 旧法附則第十条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額 新公庫法附則第八項の機械保険経過業務運営基金

附則第二条第十四項の次に次の一項を加える。

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てられるべきものとして出えんされたものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てられるべきものとして出えんされたものとする。

組織事業者又はその組織する団体	旧事業団法附則第二十条第一項の組織振興基金	旧組織法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
政府以外の者	旧事業団法附則第二十一条第一項の組織人材育成基金	旧組織法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第六条第一項を次のように改める。

附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十七条第一項の長期借入金又は中小企業総合事業団債券に係る債務について旧事業団法第三十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は中小企業総合事業団債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

附則第六条第二項中「地域振興整備債券並びに」を削る。

附則第七条中、「改正前公団法（第十条を除く。）を削り、又は機構法」を「機構法又は新公庫法」に改める。

附則第九条から第十八条までを次のように改める。

附則第九から第十八条まで 削除

附則第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

附則第四十条を次のように改める。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第四十条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

附則第四十二条を次のように改める。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第四十二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化促進業務」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第二十二條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第二十三條から第二十五條までを次のように改める。

第二十三條から第二十五條まで 削除

附則第四十四條を次のように改める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第四十四條 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。

第四條から第七條までを次のように改める。

第四條から第七條まで 削除

第五章を次のように改める。

第五章 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務

第三十二條 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新たな事業の創出を促進するため、創業者（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）がその事業に必要な資金を調達し、及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第四項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従って行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第三十三條から第三十五條まで 削除

附則第十三條から第十五條までを次のように改める。

第十三條から第十五條まで 削除

附則第四十五條を次のように改める。

附則第四十五條 削除

附則第五十條を次のように改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第五十條 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十九號を次のように改める。

第三十九 削除

（地域振興整備公団の解散等）

第三條 地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

7 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（次に掲げる業務（以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」という。）に係るものに限るものとし、附則第八條の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十一年法律第九十五号）以下「旧公団法」という。）附則第十條第五項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する金額（第十項において「差額」という。）を加算した金額とする。）から負債の金額（旧産炭地域経過業務に係るものに限る。）を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

一 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第三十六條の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九條第一項第七号に掲げる業務

二 旧公団法附則第十條第一項から第三項までの業務

三 附則第二十三條の規定による改正前の旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第四項前段の業務

四 石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六條の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十四條の二に規定する産炭地域振興業務（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

第一項の規定により機構が公団の権利及び義務

務を承継したときは、その承継の際、旧工業再配置等出資金額(旧工業再配置等業務(同項の規定による解散前の公団の業務のうち旧産成地域経過業務を除いたものをいう。以下この項において同じ。)に充てるべきものとして政府から公団に対し出資されたものとみなすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。))は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構が承継する旧工業再配置等業務に係る資産の価額から負債の金額及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めるところにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 前二項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 差額は、機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

11 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項の地域振興整備債券は、機構法第二十二條第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による中小企業基盤整備債券とみなす。

(公庫の業務方法書に関する経過措置)

第五条 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、第一条の規定の施行の日までに、同条の規定の施行に伴い必要となる業務方法書の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、同条の規定の施行の日から生ずるものとする。

(公庫の事業計画及び資金計画の作成等に関する経過措置)

第六条 公庫は、第一条の規定の施行の日までに、同条の規定による改正後の中小企業金融公庫法(以下「新公庫法」という。)第二十二條第二項(新公庫法附則第二十三項及び附則第十九條の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第五十一号)第一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する事業計画及び資金計画(第一條の規定の施行の日から実施するものを作成し、並びに同条の規定の施行の日の属する半期における新公庫法第二十五條第五項(同法附則第二十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、第一条の規定の施行の日から生ずるものとする。

(債務保証業務基金への組入れの特例)

第七条 公庫は、第一条の規定の施行の時ににおいて、資本金のうち三十億円を新公庫法第二十三條の三第一項の債務保証業務基金に組み入れるものとする。

(地域振興整備公団法の廃止)

第八条 地域振興整備公団法は、廃止する。

(地域振興整備公団法の廃止に伴う経過措置)

第九条 旧公団法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)又は機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及び附則第三條第五項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業総合事業団」を「中小企業金融公庫」に、「事業団」を「公庫」に改める。

第三条の二第一項及び第三項、第三条の三第一項から第三項までの規定、第三条の四第一項及び第二項、第三条の五第一項及び第二項、第三条の六第一項及び第二項、第三条の七第一項及び第二項、第三条の八第一項及び第二項、第三条の九第一項、第五条並びに第八条から第十一条までの規定中「事業団」を「公庫」に改める。

第十三条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中、「中小企業債券若しくは」を「若しくは」に、「若しくは農林漁業金融公庫債券」を「中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券」に改め、同条第三項中「収入保険料(住宅金融公庫の下に「及び中小企業金融公庫」を、「債務保証料(住宅金融公庫の下に「及び中小企業金融公庫」を、「(中小企業金融公庫の場合に限る。))」の下に「回収金(中小企業金融公庫の場合に限る。))」を、「支払保険金(住宅金融公庫の下に「及び中小企業金融公庫」を、「弁済金(住宅金融公庫の下に「中小企業金融公庫」を加える。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)

第十四条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「中小企業金融公庫法第十九條」を「中小企業金融公庫法第十九條第一項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「中小企業総合事業団」を「中小企業金融公庫」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十六条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第十九條」を「第十九條第一項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「に規定する業務」の下に「中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫法第十九條第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務」を加える。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十八条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の十一第一項中「事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一條第一項を「中小企業金融公庫(以下「公庫」という。))は、中小企業金融公庫法(昭和二十

年法律第十九号)第二十一條第一項を「中小企業金融公庫(以下「公庫」という。))は、中小企業金融公庫法(昭和二十

八年法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項に、「事業団」を「公庫」に改め、同条第五項中「中小企業総合事業団法」を「中小企業金融公庫法」に、「第二十一条第一項第八号」を「第十九条第二項第一号」に、「第四十四条第二項及び第四十五条第一項」を「第三十条及び第三十一条第一項」に改める。

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十九条 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業総合事業団」を「中小企業金融公庫」に、「事業団」を「公庫」に、「事業団」を「公庫」に改める。

第四条第一項及び第二項並びに第六条中「事業団」を「公庫」に改める。

第七条の見出し中「事業団」を「公庫」に改め、同条中「事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項」を「公庫は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項」に改める。

第八条第一項中「事業団」を「公庫」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令・財務省令で定める。

第九条第一項中「事業団」を「公庫」に、「中小企業総合事業団法附則第五条第六項」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第...号)附則第二条の規定による改正後の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第二十八項(第三号に係る部分に限る。)」に改め、同条第二項及び第三項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十条第一項から第三項までの規定、第五項

及び第六項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十一条を次のように改める。

(中小企業金融公庫法の特例)

第十一条 第七条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、中小企業金融公庫法第二十二條第二項中「第十九条第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第二項に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)第七條に規定する業務」と、同法第三十條及び第三十一條第一項中「又は中小企業信用保険法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第三十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七條」とする。

(公職選挙法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中、「地域振興整備公団」を削る。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百三十六條の二第一項第二号

二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第二十四條第二項(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第十六項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の三第一項の表独立行政法人中小企業基盤整備機構の項中、「第四条第一項及び第五条第一項を」と及び「第四条第一項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第...号)附則第三條第一項」に改める。

号)附則第三條第一項に改める。

(旧産業地域振興臨時措置法の一部改正)

第二十三條 旧産業地域振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十四年度の開始の日から」を削り、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「附則第六項前段を」附則第四項前段に改め、同項を附則第四項とする。

(所得税法等の一部改正)

第二十四條 次に掲げる法律の表地域振興整備公団の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一

五 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第三第一号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

一 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第五章の章名を次のように改める。

第五章 卸売市場法等の特例

第四十條から第四十五條までを次のように改める。

第四十條から第四十五條まで 削除

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第二十六條 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第十一条第一項第一号中「工場用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するもの)に限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。」又は「業務用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するもの)に限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。」の造成」及び「当該工場用地、当該業務用地」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 基盤的技術産業集積活性化促進地域において、工場用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するもの)に限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。」又は「業務用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するもの)に限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。」の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並び

これらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第十一條第二項中「公団は」を「機構は」に、「同項の業務及び公団法第十九條第一項」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五條第一項及び附則第四條第一項」に改め、同項第一号中「工場用地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場を」工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成並びに当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地に改め、同項第二号中「前項第一号」を「前項」に、「公団」を「機構」に、「工場用地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備」を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場」を「当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第一号及び第二号」を「前二号」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第三号とする。

第十二條から第十四條までを次のように改める。

第十二條から第十四條まで 削除

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第二十七條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條及び第九條 削除

第二十二條の見出し中「商業活性化促進業務」を「商業活性化・都市型新事業立地促進業務」に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「機構は、前項の業務のほか」に改

め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設（イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第三十二條に次の一項を加える。

三 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五條第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

（新事業創出促進法の一部改正）

第二十八條 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條及び第二十七條 削除

第二十八條第一項中「同意集積地域」を「同意集積計画（第二十五條第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る高度技術産業集積地域（以下「同意集積地域」という。）に改める。

第三十二條中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この章において「機構」という。）は、同意集積地域及び基本構想に定められた高度研究機能集積地区（以下「特定高度研究機能集積地区」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 同意集積地域において、工場（高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「工場」という。）、事業場（高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。）又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 同意集積地域において、工場用地（高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「工場用地」という。）又は業務用地（高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。）の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 特定高度研究機能集積地区において、工場、事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 特定高度研究機能集積地区において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（以下「新事業支援施設」という。）の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

第三十二條に次の一項を加える。

三 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五條第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 同意集積地域における工場若しくは事業場（以下「工場等」という。）の整備、工場用

地若しくは業務用地（以下「用地等」とい

う。）の造成、当該工場等若しくは当該用地等と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該用地等の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 特定高度研究機能集積地区における工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助及び高度技術産業集積活性化計画の策定に係る技術的援助

附則第十二条から第十五条までを次のように改める。

第十二条から第十五条まで 削除

（日本政策投資銀行法の一部改正）
第二十九条 日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除
（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「定める日」を「定める日又は時」に改め、同条第二号中「中小企業総合事業団法及び機械信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四十六号）の施行の日」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時」に改める。

附則第八条中「中小企業総合事業団法及び機械信用保険法の廃止等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第四十六号）」を加える。
（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）
第三十一条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「及び地域公団」を「及び独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条第二項中「地域公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。
（経済産業省設置法の一部改正）
第三十二条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号を次のように改める。
十二 削除

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画等を実施するため、中小企業金融公庫について中小企業信用保険の業務の中小企業総合事業団からの移管及び一般の金融機関による中小企業者に対する長期資金の供給を支援するための業務の追加等を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構について組織関係業務の合理化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
投資事業有限責任組合契約に関する法律
第一条中「中小企業等」を「事業者」に、「円

滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等」を「事業者への円滑な資金供給に改める。

この法律において「事業者」とは、法人（外国法人を除く。）及び事業を行う個人をいう。

第二条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に、「中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「投資事業有限責任組合契約」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「投資事業有限責任組合契約」に改め、同項第一号中「（中小企業等に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二条第一項に規定する有価証券（株式、新株予約権及び新株予約権付社債等を除き、同項第一号から第五号の三まで及び第七号から第十号までに掲げる有価証券（新株予約権付社債等を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債（新株予約権付社債等を除く。）その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有（前二号の規定により投資事業有限責任組合（第九号を除く。以下「組合」という。）がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社又は組合がその持分を保有している有限会社若しくは企業組合（以下「特定会社等」と総称する。）以外の事業者の発行する指定有価証券（以下この号において「特定指定有価証券」という。）にあつては、特定指定有価証券である当該指定有価証券を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいづれかがこれを買収する旨を約した場合における当該特定指定有価証券の取得及び保有に限る。）

第三条第一項第七号を同項第十二号とし、同項第六号イ及びロを次のように改める。

イ 外国法人の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 特定投資組合向け出資等

第三条第一項第六号を同項第十一号とし、同項第五号中「新株予約権付社債等」の下に、「指定有価証券、金銭債権を加え、（中小企業等）」を「事業者」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 投資組合等投資事業有限責任組合若しくは民法明治二十九年法律第八十九号第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。以下同じ。）に対する出資及び投資事業者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資（以下この号において「投資組合向け出資等」と総称する。）であつて、一の投資組合等又は投資事業者に対する投資組合向け出資等の価額の投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額（組合契約において各組合員の出資予定額（各組合員が出資することを約した上限額をいう。以下この号において同じ。）が定められている場合にあつては、総組合員の出資予定額の合計額）に対する割合が政令で定める割合を超えない範囲内において行うもの（次に掲げる投資組合向け出資等（第十一号ロにおいて「特定投資組合向け出資等」という。）を除く。）

イ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者（無限責任組合員が数人あるときは、そのいづれか一人の無限責任組合員である者。ロにおいて同じ。）がその業務を執行する者である投資組合等その他投資事業有限責任組合の業務の執行を実質的に支配する関係を有するものとして政令で定める

投資組合等に対する出資

口 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者その他政令で定める者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

第三条第一項第四号の二「中小企業等」を「特定中小企業等（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）であつて投資事業者投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。）でないものを」と、「中小企業等」を「特定中小企業等の」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「中小企業等又は前号の株式会社若しくは有限会社」を「事業者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有（特定会社等以外の事業者に対する金銭債権（以下この号において「特定金銭債権」という。）にあつては、特定金銭債権である当該金銭債権を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいずれかがこれを買い取る旨を約した場合における当該特定金銭債権の取得及び保有に限る。）

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

第三条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約書」を「組合契約の契約書」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（特定組合の組合員の資格等）

第六条の二 特定組合（組合のうち、特定中小企業等に該当する株式会社の発行する未公開株式（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいう。）の取得及び保有その他の

の政令で定める事業（以下「中小未公開企業株式取得等事業」という。）の全部又は一部のみを営むことをその組合契約において約した組合以外のものをいう。以下同じ。）の無限責任組合員たる資格を有する者は、同法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家その他の政令で定める者とする。

2 組合契約の変更により特定組合以外の組合が特定組合となつたときは、当該組合の無限責任組合員であつて前項に規定する無限責任組合員たる資格を有しない者は、その時点において組合員の資格を喪失する。

第七条に次の一項を加える。

5 組合（特定組合を除く。以下この項において同じ。）の無限責任組合員が中小未公開企業株式取得等事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。組合の無限責任組合員以外の者が当該行為を行った場合も、同様とする。

第十二条第四号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 組合員たる資格の喪失

第二十五条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿」を「投資事業有限責任組合契約登記簿」に改める。

第三十三条中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律

による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する組合契約同項第四号の二に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限り、に係るこの法律による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「特定中小企業等（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）であつて投資事業者（投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。）でないもの」とあるのは、「特定中小企業等（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の組合契約によつて成立する新法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第二条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

3 この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に登録された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登録されたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）及び民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法第三十三条において準用する商業登

記法及び民事保全法の規定によつてしたものとみなす。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合（同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第一項第二号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「規定する投資事業有限責任組合契約」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の二中「中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記を投資事業有限責任組合契約の登記」に改め、同号（一）中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」

に、「中小企業等投資事業有限責任組合契約」に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「投資事業有限責任組合契約」に規定する投資事業有限責任組合契約」に改め、同号(三)イ中「中小企業等投資事業有限責任組合契約」に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「中小企業等投資事業有限責任組合」であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等」を「投資事業有限責任組合」であつて、当該投資事業有限責任組合がその株式を保有する特定株式会社(次のいずれかに該当する株式会社であつて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行するものをいう。に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 資本の額が五億円以下のもの
- 二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの
- 三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの
- 四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

(新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合は、この法律の施行の日において前条の規定による改正後の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合とみなす。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第四項中「議事録」の下に「と、同項第七号中「商法第三百五十九条第一項の規定による公告」とあるのは、商法第三百五十九条第一項(産業活力再生特別措置法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公告」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の特定関係事業者が第二項の株式交換により完全子会社となる会社である場合における商法第三百五十九条(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の四第二項ノ株式交換ヲ為ス」とする。

第十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の特定関係事業者が第二項の合併により消滅する会社である場合における商法第四百十三条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「産業活力再生特別措置法第十二条の七第二項ノ合併ヲ為ス」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「合

併ヲ為ス」とする。

第十六条の二の見出し中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改め、同条第一項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 認定事業再構築事業者等(認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することとが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下この条及び第三十四条第二項において同じ。)である株式会社(認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。又は認定事業再構築事業者等である有限会社(認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。)に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)に対する割合が政令で定める割合を超えるものであること。

(1) 前事業年度において生じた純損失の額

(2) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に

生じた純損失の額の合計額

(3) 前事業年度終了の日における欠損の額

口 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

二 前号の規定により組合がその金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に対する金銭債権(当該株式会社以外の者が保有するものに限り。又は組合がその金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限り。))の取得及び保有

第十六条の二第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「認定等有限会社」を「認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「前各号」を「前三号」に、「株式」持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権」を「金銭債権、匿名組合契約の出資の持分」に、「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号イからハまでを次のように改める。

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。))に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

口 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

(1) 第一号から第三号までの規定又はイの規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社

(2) 有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社(組合が当該工業所有権又は著作権を取得した時において認定等株式会社であつたものに限り。)

ハ 次に掲げる株式会社又は有限会社に対して行ふ金銭の新たな貸付け

(1) 第一号から第三号までの規定又はイの規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社

(2) 有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社(組合が当該工業所有権又は著作権を取得した時において認定等株式会社又は認定等有限会社であつたものに限り。)

第十六条の二第一項第八号二を削り、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第二号イ」を「前項第一号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次に掲げる事業及び有限責任組合法第六条の二第一項に規定する中小未公開企業株式取得等事業の全部又は一部のみを営むことをその組合契約において約した組合は、同条及び有限責任組合法第七条第五項の規定の適用については、有限責任組合法第六条の二第一項に規定する特定組合に該当しないものとみなす。この場合において、有限責任組合法第七條第五項中「中小未公開企業株式取得等事業以外の行為」とあるのは、「中小未公開企業株式取得等事業又は産業活力再生特別措置法第

十六条の二第四項各号に掲げる事業以外の行為」とする。

一 認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有又は認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 認定等株式会社の発行する株式、新株予約権(商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。)(若しくは新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))又は認定等有限会社の持分の取得及び保有

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。)(の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に対する金銭債権(当該株式会社がその持分若しくは金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。)(の持分若しくは当該有限会社に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限り。)(の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾する

ことを含む。)

六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権(認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限り。)(の取得及び保有

七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

ハ 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行ふもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたものの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)(の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)(の持分の取得及び保有

ロ イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ハ 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

(1) 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社

(2) 第五号の規定によりその所有に係る

工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社

二 次に掲げる株式会社又は有限会社に対する金銭の新たな貸付け

(1) 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社

(2) 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社

九 前各号に掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

第二十九条の八第一号中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に存する旧法第三條第一項に規定する組合契約(前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十六條の二第一項の規定により、同項第六号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限り。)(に係る前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(次項において「産業活力再生法」という。)(第十六條の二第一項の規定の適用については、同項第三号中「認定等株式会社又は認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。)(とあるのは、「認定等株式会社又は認定等有限会社」とする。

2 前項の組合契約によつて成立する新法第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る産業活力再生法第十六條の二第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号に掲げる事業」とあり、及び「産業活力再生特別措置法第十六

条の二第二項に掲げる事業とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第十條第一項の規定により読み替えられた産業活力再生特別措置法第十六條の二第二項に掲げる事業」とする。

（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正）

第十一條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六條のうち産業活力再生特別措置法第二十九條の八の改正規定中「第十六條の二第一項各号」を「第十六條の二第四項各号」に改める。

（政令への委任）

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

投資事業有限責任組合契約に関する制度の充実により事業者への資金供給の円滑化を図るため、投資事業有限責任組合が営むことを約することができる事業として、中小企業等以外の株式会社の発行する株式の取得及び保有、その株式を保有した株式会社の発行する社債その他の有価証券の取得及び保有その他の事業を追加する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律

（商工会議所法の一部改正）

第一條 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第二條 第一項中「第四章」を削る。

第一類第九号

経済産業委員会議録第四号

平成十六年三月十七日

第五條 第二項中「解散」の下に「合併」を加える。

第七條 第二項中「別表の上覧に掲げる」を削り、「引き続き六箇月以上」を「まで六月以上引き続き」に改め、「事業場」の下に「（以下この条において「営業所等」という。）」を加え、「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

一 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者

二 基準日における資本金額又は払込済出資総額が三百万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

第八條 第一項中「区をあわせた」を「区を合わせた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「隣接する」を削り、「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「あわせた」を「合わせた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 商工業の状況により、特に必要があるときは、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、一又は二以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることはできない。
第八條の二中「廃置分合後の市町村の区域とする」を「変更する」に、「解散する」を「解散し、

若しくは合併する」に、「の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする」を「から第三項までの規定は、適用しない」に改める。

第二十七條 第二項中「左の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の一号を加える。

四 設立しようとする商工会議所が第八條第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

第二十七條に次の一項を加える。

三 経済産業大臣は、第一項の認可（第八條第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の設立に係るものに限る。）をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第四十六條 第一項中「左に」を「次に」に、「定」を「定め」に、「の外」を「のほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に、「第九号の」を「第十号に掲げる」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 合併
第四十六條 第四項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第四十九條 中「左に」を「次に」に、「決議」を「議決」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 合併
第五十二條 第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「第四十六條第一項第四号から第六号まで」を「第四十六條第一項第五号から第七号まで」に、「第九号」を「第十号」に、「附議する」を「付議する」に改める。
第五十九條 第一項中「基く」を「基づく」に、

「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「地区」とし又は地区の」を「その地区の全部又は一部に改め、」について」の下に「商工業の状況に照らして」を加え、同条第四項中「関係都道府県」を「関係都道府県知事」に、「関係市町村」を「関係市町村長」に改める。

第六十條 第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 合併

第六十條の次に次の見出し及び六條を加える。

（合併の手續）

第六十條の二 商工会議所が合併しようとするときは、各商工会議所の議員総会の議決を経なければならない。

二 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立する商工会議所（以下この条において「新商工会議所」という。）の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。

三 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 第二十七條第二項各号に掲げる要件に適合すること。

二 新商工会議所が第八條第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会議所の事業が合併前の商工会議所の事業に比して著しく効率的なものとなること。

四 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二十七条第三項及び第二十八条の規定は、第二項の認可について準用する。

第六十条の三 商工会議所は、合併を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 商工会議所は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第六十条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会議所は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の五 合併によつて商工会議所を設立するには、各商工会議所がそれぞれ議員総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員及び議員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による議員は、会員のうちから選任するものとし、その任期は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

3 第一項の規定による役員は、会頭、副会頭及び監事にあつては会員のうちから、常議員にあつては議員のうちから選任するものとする。

4 第一項の規定による役員の任期は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、最初の通常

議員総会の日までとする。ただし、常議員の任期は、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

5 第四十九条の規定は、第二項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十条の六 商工会議所の合併は、合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立した商工会議所の権利義務(その商工会議所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立した商工会議所は、合併によつて消滅した商工会議所の権利義務(その商工会議所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第六十条の七 商法第四百十五条(監査役に係るものを除く。)(合併無効の訴え及び非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号)第三百十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、商工会議所の合併について準用する。

第六十一条中「前条第一項第一号」を「第六十条第一項第一号」に、「同条同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第六十七條第三項中「第二十七條」を「第二十七條第一項及び第二項(第四号を除く。)、第二十八條」に改める。

第七十三條第五項中「において」の下に、「第四十六條第四項中「第二十七條第二項及び第三項並びに」とあるのは「第二十七條第二項(第四号を除く。及び)」を加える。

第八十七條中「又は附則第九項」を削り、「添附書類」を「添付書類」に、「三万円」を「五十万円」に改める。

第八十八條中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第八十九條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第九十一条中「一万円」を「二十万円」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「第六十三條及び第七十八條」を「第六十條の三第二項の規定又は第六十三條若しくは第七十八條第二項」に、「又は同法」を若しくは同法に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「及び第七十八條」を「又は第七十八條第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十條の三又は第六十條の四第二項の規定に違反して商工会議所の合併をしたとき、別表を削る。

(商工会法の一部改正)
第二条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「隣接する」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商工業の状況により、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会の地区の全部又は一部とすることができ。

第八条中「(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会」との合併の場合)という。)」にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会、以下この条において同じ。を削り、「廃置分合後の市町村の区域とする」を「変更する」に、「解散する」を「解散し、若しくは合併する」に、「の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合)にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域とする」を「及び第二

項の規定は、適用しない」に改める。
第二十三條第二項中「次の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の一号を加える。

五 設立しようとする商工会が第七條第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

第二十三條に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の認可(第七條第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第四十四條第四項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第五十一条第三項中「について」の下に「商工業の状況に照らして」を加える。

第五十二条の二第三項中「次の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 新商工会が第七條第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。

第五十二条の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十四條」を「第二十三條第三項及び第二十四條」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十二条の四第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第五十五条の十五中「第二十二條」の下に「第二十三條第一項及び第二項(第五号を除く。及び)並びに第二十四條」を加える。

第五十八條第四項中「第二十三條第二項」の下に「及び第三項並びに」を、「準用する第二十三條第二項」の下に「(第五号を除く。及び)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商工会議所法第七条第二項の改正規定及び別表を削る改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

近年の市町村合併による地方自治体の再編の進展等にかんがみ、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して迅速かつ適切にそれぞれその組織の再編を図ることができるようにするため、商工会議所の合併に関する規定の整備を行うとともに、商工会議所及び商工会の地区の特例を拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年三月二十三日印刷

平成十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B